

学童クラブのしおり

このしおりは、保護者の皆さんに、学童クラブの運営内容等についてご理解いただき、安全・安心な運営にご協力いただくために作成しています。必ずご一読ください。

1. 学童クラブとは

学童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに、適切な遊びと生活の場を与え、保護者のお迎えを待つ場所です。

放課後などに、1つの部屋で20～40人の子どもたちと一緒に集団生活を行い、学年の違う友達などと交流することにより、子どもたちが心身ともに健全に成長することを目的としています。

2. 入所できる児童等

- 市内小学校の1年生から6年生までの児童
- 長野県諏訪養護学校の小学部の児童及び中学部の生徒
- 市長が特に入所が必要と認めた児童等（詳しくはご相談ください）

※ただし、下記に該当する場合は許可できない場合があります。

- 疾病又はその他の事由により集団生活に適さないと認められるとき
- 学童クラブの管理運営上支障があると認められるとき

3. 使用できる保護者の要件

保護者（父母等）および児童等と同居している65歳未満の親族（祖父母など）が、下記のいずれかに該当する場合（父母が該当しても、同居している65歳未満の祖父母が該当しなければ使用できません）

- (1) 昼間、会社・在宅等で働いており、家庭で児童等を養育できない場合
- (2) 昼間、自営業に専従しており、家庭で児童等を養育できない場合
- (3) その他（特例として認める場合があります。）
 - ① 病気・身体障がい等により、昼間、家庭で児童等を養育できない場合
 - ② 家族の介護・看護により、昼間、家庭で児童等を養育できない場合
 - ③ 妊娠による体調不良、産前・産後の入院などにより、昼間、家庭で児童等を養育できない場合
 - ④ 未就園児の子育てにより、昼間、家庭で児童等を養育できない場合
 - ⑤ 就学（職業訓練校等）の時間帯と重なり、昼間、家庭で児童等を養育できない場合
 - ⑥ ひとり親家庭で、児童等の帰宅時間に保護者が求職活動をしている場合（ひとり親家庭のみが対象。職業訓練校に通っている時は就職中。訓練校が終わって3ヶ月間は求職中扱い。3ヶ月以内に決まらなければ、退所となります。）

4. 開設日、開設時間

(1) 学校登校日

開設	休み	開設時間
月曜日～金曜日	<ul style="list-style-type: none"> 入学式、卒業式の日 臨時休校日（※1） 	下校時～ 午後6時45分

※1 台風などにより、学校が朝から臨時休校となる場合

(2) 学校休業日（※2）

開設	休み	開設時間
<ul style="list-style-type: none"> 土曜日（※3） 長期休業日（夏休み、年末年始休み、春休み） 学校の振替休業日（※4）、計画休業日 	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日 国民の祝日 お盆（8月13日～16日） 年末年始（12月29日～1月3日） 	午前7時45分～ 午後6時45分

※2 学校ごとに異なるため、各学童クラブが発行する「学童だより」等で随時案内。

※3 岡谷田中小第1学童クラブで開設。

※4 5年生キャンプの振替休業日など、他の学年が登校する日は開設しません。

(3) 帰宅時間、送り迎え

- 午後6時45分までに、保護者がお迎えに来てください（時間厳守）。
時間が守られない状況が続く場合、退所していただくことがあります。
- 学校休業日は、保護者が送り迎えをしてください。
- 台風などにより学校が集団下校になる場合、早めにお迎えをお願いします。
- 高学年の児童や特別な事情がある児童について、「愛の鐘」が鳴る時刻を限度に、保護者の判断のもとで、児童だけでの帰宅に対応することがあります。

月	「愛の鐘」の時刻	月	「愛の鐘」の時刻
4月	午後5時30分	10月	午後4時30分
5～7月	午後6時	11～1月	午後4時
8月	午後5時30分	2月	午後4時30分
9月	午後5時	3月	午後5時

(4) その他

- インフルエンザ等の流行により、一斉早退、学年・学級閉鎖になる場合、感染拡大防止のため、その学年・学級の児童は、学童クラブを使用できません。
- 学校登校日に、早退・欠席する場合、各学童クラブが指定する様式に記入し、当日学級担任の先生に渡すか、学童クラブへ届けてください。
(急なときは、当日午後1時30分以降に、学童クラブへ必ず電話連絡してください。)

5. 指導員の役割

学童クラブでは、1部屋に2～4人の指導員を配置し、集団生活の中で子どもたちが安全・安心に過ごせるよう、基本的なしつけをはじめとする生活指導を行います。

(指導員の主な業務)

- 子どもたちの安全確保
- 集団での遊び・行事・清掃等を通じた、自主性・社会性を身につけるための指導
- 宿題の習慣を身につけるための指導（宿題の内容は細かくチェックできませんのでご理解ください。）
- 家庭や学校との連携による、子どもたちの健康面・生活面への配慮

6. 入所に必要な書類

(1) 入所申込のときに提出するもの

項目	提出者	説明
学童クラブ入所申請書	全員	入所する児童ごとに作成（1人1部）
学童クラブ入所事由書	全員	入所する児童ごとに作成（1人1部）
児童状況調査票	右記に該当する人	・特別支援学級に在学する児童 ・普通学級に在学する障がい等のある児童 ・ひかりクラブに入所予定の児童等
父母等の就労証明書（※5）	全員	世帯ごとに作成 （きょうだいで入所する場合、1部）
使用料減免申請書	右記に該当する人	きょうだいで入所する世帯 （きょうだいで入所する場合、1部）

※5 保育園の入園申請もされるご家庭等は、複写したものを各所へご提出いただいて差支えありません（ただし、証明日から3ヶ月以内のもの）。自営業・在宅勤務者等は当書類裏面（就労状況申告書）も要記入。

(2) 入所が許可されたら提出するもの ※入所許可の通知とあわせ提出のご案内をします。

項目	提出者	説明
岡谷市市税等口座振替依頼書	入所許可通知に同封されている人	金融機関、または各学童クラブへ提出
前年の所得証明（※6）	転入等により、前年の市町村民税が岡谷市で課税されていない世帯	父母それぞれについて、課税されている市町村の所得証明を提出 （きょうだいで入所する場合、1部）
放課後安心プラン（保険）掛金（※7）	全員	1人 500円
事務手数料（※8）	全員	1人 300円
おやつ代（※9）	全員	1人 月額500円（実費）

※6 提出がない場合、使用料は自動的に第6階層となります。

※7 学童クラブ使用中のケガや事故は、学校保険の対象外となります。そのため学童クラブの使用にあたっては、放課後安心プラン（傷害保険）への加入をお願いしています。なお、諏訪養護学校の生徒等は、放課後安心プランの加入条件等の事情から別保険への加入を要するため、個別にご案内します。



放課後安心プラン補償内容等

- ※8 放課後安心プラン掛金振込手数料および資金等管理手数料となります。
振込手数料等について、インターネット等の活用による経費の削減に努め、余剰が発生する場合は、おやつ代や施設での生活に係る経費に充てるなど、使用者のため活用させていただきます。
- ※9 衛生面・安全面を考慮し、既製品のおやつを提供しています。

(3) その他

次の場合、期限までに必ず指定の必要書類を提出してください。

項目	必要書類	提出期限
退所したいとき、今後使用予定がないとき	退所届	前月の25日
学校登校日の使用を一時的(※10)に中断したいとき	一時休止届	前月の25日
使用内容を変更したいとき	変更届	前月の25日
住所・勤務先・家族構成などが変わるとき	変更届	随時

※10 月単位で2ヶ月以内

7. 使用料

世帯の前年度の市町村民税額に基づいて、学童クラブ使用料を決定します
(ただし、父母や児童等が祖父母の扶養になっている場合など、家庭状況によっては、父母以外の親族の税額を使用することがあります)。

(1) 使用料の考え方

- 学校登校日…1ヶ月あたり(月額)
 - ・実際の使用の有無に関わらず、使用予定のある月から使用料が発生します。
 - ・使用予定がない場合、前月の25日までに必ず退所届等を提出してください。
- 学校休業日…1回あたり(日額)

(2) 料金表

階層	世帯状況	学校登校日 (月額)	学校休業日 (日額)
第1	生活保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円
第2	前年度分の市町村民税非課税世帯	900円	600円
第3	// かつ母子世帯等である世帯	0円	0円
第4	前年度分の市町村民税所得割非課税世帯	2,300円	600円
第5	// かつ母子世帯等である世帯	2,000円	600円
第6	前年度分の市町村民税所得割課税世帯	3,500円	600円

(3) 納付方法

1ヶ月の使用料をまとめて、使用した翌月の27日(※11)に、口座振替により指定口座から引き落とします。口座振替の手続きを忘れずをお願いします。

※11 土日・祝日にあたる場合、その次の最初の平日

(4) 使用料の減免

同じ月に、同じ世帯のきょうだいが同時に学童クラブを使用する場合

- ・ 2人目の児童の使用料…1/2 に減免
- ・ 3人目の児童の使用料…1/4 に減免

申請書を提出しないと、
使用料が減免されません
のでご注意ください

使用料を速やかにお支払いください

学童クラブは、みなさんからいただく「使用料」をもとに運営しているため、原則、口座振替をご利用ください。仮に、使用料を滞納した場合は、電話や自宅訪問等をさせていただくとともに、他の使用者との公平性を考慮し、退所等いただくことがあります。

8. 持ち物

- 学童クラブに置いておくもの…着替え（必要に応じて）、上履き（必要に応じて）
- 学校給食がない日の持ち物 …お弁当、水筒、おやつ
※食中毒等の発生を防ぐため、各家庭でお弁当の保冷対応をしてください。
- 持ち物には必ず名前をつけてください。

9. 身なり

ケガの防止・非常時の安全確保のため、学校登校日・学校休業日等を問わず、学校に準ずる身なりとしてください。

10. 連絡先

(1) 各学童クラブ

- 対応時間（指導員がいる時間）
 - ・ 学校登校日…午後1時30分～午後6時45分
 - ・ 学校休業日…午前7時45分～午後6時45分

●連絡先

名称	住所	電話
川岸小学童クラブ	川岸中1-1-2	090-9665-2781
神明小第1学童クラブ	神明町1-9-40	090-9665-2780
神明小第2学童クラブ		080-6931-0542
小井川小第1学童クラブ	東銀座1-1-4	090-9665-2783
小井川小第2学童クラブ		080-6931-0543
岡谷田中小第1学童クラブ	田中町3-5-17	090-9665-2779
岡谷田中小第2学童クラブ		090-9665-2785
湊小学童クラブ	湊3-6-1	090-9357-8992

名称	住所	電話
長地小第1学童クラブ	長地源1-1-3	090-9665-2782
長地小第2学童クラブ		080-5140-7188
上の原小学童クラブ	長地出早2-6-1	090-9665-2784
ひかりクラブ	田中町3-5-17	090-9359-9744
※土曜学童クラブ (場所：岡谷田中小第1学童クラブ)	田中町3-5-17	090-1867-4003

(2) 岡谷市教育委員会 教育総務課 (学校教育担当)

●対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

●連絡先 場所…岡谷市役所2階 電話…23-4811 (内線1213)